

令和2年度箱根町国民健康保険料について

保険料の納付義務者

被保険者がいる世帯の世帯主が保険料の納付義務者です。

世帯主が勤め先の健康保険に加入している場合や後期高齢者医療制度に加入している場合など、世帯主は賦課の対象から除外されますが、世帯の中に国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主あてに納入通知書をお送りしています。

令和2年度の料率について

- 令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、被保険者を支援するため、国民健康保険運営準備基金を取崩して、保険料率を引き下げております。
- 今回お送りしたのは令和2年度の1年間（令和2年4月～令和3年3月）の決定保険料です。
- 令和元年中の所得、令和2年度の被保険者数及び世帯で計算します。
【保険料の計算には下の表の料率を使います。】
- 均等割は被保険者1人につき、平等割は世帯毎に記載の金額が賦課されます。

区 分	内 訳	令和2年度	令和元年度
医療給付費分 限度額（上限）は63万円	所得割	5.74%	6.60%
	被保険者均等割	18,700円	20,980円
	世帯別平等割	21,050円	23,360円
後期高齢者支援金分 限度額（上限）は19万円	所得割	1.69%	1.94%
	被保険者均等割	5,530円	6,170円
	世帯別平等割	6,220円	6,870円
介護納付金分 （40～64歳） 限度額（上限）は17万円	所得割	1.81%	1.98%
	被保険者均等割	7,410円	7,870円
	世帯別平等割	6,840円	7,120円

介護保険料となる介護納付金分（40歳から64歳の方へ）

40歳から64歳で国民健康保険に加入している方の介護保険料は、国民健康保険の医療給付費分・後期高齢者支援金分と合わせて国民健康保険料として納めます。

転入前住所への所得調査について（令和2年1月2日以降に箱根町へ転入された方へ）

令和2年1月2日以降に箱根町へ転入し、令和元年中に33万円を超える所得のあった方で、「国民健康保険料算定明細書」の所得割額が0円になっている場合は本算定までに前住所地への所得調査が終わっていない、もしくは前住所地から調査の回答がまだ届いていない状態です。

所得調査の回答があり次第、改めて保険料を計算し通知します。

軽減制度について

世帯（世帯主、被保険者及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方）の前年所得金額の合計が一定額以下の場合、その金額に応じて均等割・平等割の金額から7割、5割、2割を減額するのが軽減制度です。

- 7割軽減…前年の合計所得金額が、33万円以下の世帯
- 5割軽減…前年の合計所得金額が、33万円に被保険者及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方、1人につき28万5千円を加算した額以下の世帯
- 2割軽減…前年の合計所得金額が、33万円に被保険者及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方1人につき52万円を加算した額以下の世帯

※被保険者（世帯主含む）の中に一人でも未申告の方がいた場合は所得が低くても制度は適用されません。

確定申告がお済みでない方

保険料は所得に応じて確定しますので、確定申告等がお済みでない方は、保険料に反映されていない場合があります。

今後、申告状況や所得調査により保険料に変更が生じますのでご承知おきください。

5月29日以降に国民健康保険に加入・脱退した方へ

令和2年5月29日以降に国民健康保険に加入や脱退の届け出をした方は、今回の本算定には反映されていない場合があります。7月以降に保険料変更通知をお届けしますのでご了承ください。

国民健康保険の届け出

国民健康保険の切替は自動的にはされません。国民健康保険に加入（職場の健康保険に入っていたが退職した、会社の健康保険の扶養家族ではなくなった等）する場合や国民健康保険をやめる（職場の健康保険などに加入したとき、その扶養家族になったとき等）場合には世帯主または世帯員の方が14日以内に保険健康課または出張所へ届け出て下さい。

国民健康保険料の年金特別徴収について

次の条件にすべてあてはまる場合は、原則として国民健康保険料が世帯主の年金から徴収されます。

- 1年間に受け取る年金額が18万円以上の場合
- 介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金額の半分以上を超えない場合
- 65～74歳の世帯主で国民健康保険に加入している場合
- 国民健康保険加入者（被保険者）の方が全員65～74歳の場合

ただし、次のいずれかに該当する場合は年金からの特別徴収を行いません。

- ・介護保険で特別徴収されていない場合
- ・当該年金給付の受給権を担保に供し、全部の支払を受けていない場合
- ・令和2年度中に世帯主の方が75歳を迎える場合
- ・令和元年度まで口座振替で未納なく保険料を納付していただいている場合

⇒口座振替をやめて年金からの特別徴収をご希望の場合は担当までご相談ください。

※ただし変更は来年度保険料分からになります。

☆保険料が特別徴収の対象となっている世帯は、納付の方法を特別徴収か口座振替のどちらか選択できます。（納付書での納付はできません。）

ただし、保険料に未納がある場合は口座振替への変更ができないことがあります。

特別徴収から口座振替への変更をご希望の場合は担当までご相談ください。

納付は便利で安心確実な「口座振替」をご利用ください

手続きに必要なものは「口座振替依頼書」、「預(貯)金通帳」、「通帳の印鑑」、「納入通知書」です。

※「口座振替依頼書」は、保険健康課及び箱根町内の金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局にあります。町外の金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、お手数ですが保険健康課までご連絡ください。折り返し「口座振替依頼書」をお送りいたします。

口座振替納付ができる金融機関

横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・かながわ西湘農協・みずほ銀行・三井住友信託銀行・静岡銀行・三井住友銀行・りそな銀行の各本支店（出張所）及び ゆうちょ銀行・郵便局

保険料に関するお問合せ・納付のご相談は 保険健康課 まで 電話0460-85-9564